

I. 古河市体育館ご使用の手引き

1. 開館時間 午前9時～午後9時まで
 ※ ただし、サマータイム期間（5月～10月）にあつては
 午前9時～午後10時まで。
2. 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
 ※ ただし、必要に応じて臨時に開館、又は休館をすることができる。

3. 使用の手続き

(1) 使用申込み（使用許可申請）の取扱いは、下記のとおり行います。

使用区分		使用申込みの基準
主 競 技 場	アマチュアスポーツ に使用する場合	使用日の1ヶ月前から5日前までに使用の許可 の申請をしなければならない。
	集会等に使用する場 合	使用月の2ヶ月前から15日前までに使用の許 可の申請をしなければならない。
	展示即売会等に使用 する場合	使用月の3ヶ月前から1ヶ月前までに使用の許 可の申請をしなければならない。
	招待興行等に使用す る場合	使用月の6ヶ月前から1ヶ月前までに使用の許 可の申請をしなければならない。
剣 道 場	占用する場合	使用日の1ヶ月前から5日前までに使用の許可 の申請をしなければならない。
	占用しない場合	アマチュアスポーツに随時使用する場合はその 都度事前に申し出ること。
トレーニング室		非占用により随時しようとする場合はその都度 事前に申し出ること。
会 議 室		主競技場等を併せて使用する場合以外は使用日 の1ヶ月前から5日前までに使用の許可の申請 をしなければならない。
そ の 他		(1) 使用したい者より予約状況の照会について も上記基準によることとし、それ以前の照会 には応じない。 (2) 休館日を臨時に開館する場合は、教育委員 会及び市が主催する行事に限る。 (3) 体育館の目的外使用の許可の基準となる収 容人員は、市の他の施設において収容できな い人員を最小限度とする。

- (2) 使用申請の使用時間には、事前準備と原状回復の時間を含んで計画をお立てくだ
さい。
- (3) 使用料は、使用許可を受けたときに前納していただきます。納入されたときに領
収証兼使用許可書を発行いたします。
- (4) 既納の使用料は、お返しいたしません。ただし、使用者の責めによらない理由で
使用できなかったとき、又は使用する5日前までに所定の手続きを経て取り消しし

たときは、この限りではありません。

(5) 使用方法・各種備品等の特別施設については、事前に係員と打合せください。

(6) 受付時間は、毎日午前8時30分から午後9時までです。

4. 使用について

(1) 使用のときは、領収書兼使用許可書をお持ちください。許可書のない場合は、使用できません。

(2) 行事の進行をスムーズに行っていただくために、照明・放送装置・シート及び補助椅子の出し入れ等を事前に打合せをして時間の無駄のないようにしてください。

5. 事前準備と原状回復について

(1) 事前準備・原状回復（床のモップがけ等含む）とも使用者で実施してください。備品等の返却の際は、係員の確認を得てください。

II. 使用責任者へのお願い

1. 会場整理

多数の入場者が予定される場合は、整理員を配置し、特に出入口の安全を図り、又入場の制限をする等の事故防止に努めてください。

また、配置場所及び人員その他については、係員と打合わせてください。

2. 湯茶及び清掃用具等

次のものは、無料でお貸しできるよう準備してありますから丁寧に取り扱いってください。ただし、お茶の葉は使用者側でご用意ください。

（ やかん・湯のみ・お盆・清掃用具 ）

3. 医療及び救護

体育館には、若干の医薬品を用意してあります。

医師・看護師の配置については、主催者側でご配慮・ご負担をお願いします。

4. 消耗品

マジック・セロテープ等の行事に必要なものは、すべて主催者側でご用意ください。

5. 競技場

競技場内での飲食はご遠慮ください。

また、床板にキズを付けないため、ゴム底の運動靴（土砂等が付着していないこと。）を各自ご持参ください。使用責任者は、この旨を参加者へ充分ご周知ください。

6. 館内禁煙

当館は、全館禁煙になっておりますので、喫煙される場合は所定の場所をお願いします。

7. 土足禁止

館内は、すべて土足禁止になっております。選手をはじめ応援の方も必ず運動靴又はスリッパ等の上履きをご持参ください。

V. 位置・交通・アクセス

- 【 車 】 東北自動車道 「久喜」インターチェンジから約18 km
- 【 電車 】 JR東北本線（宇都宮線）古河駅下車
（上野駅から62分：快速52分）
- 【 バス 】 古河駅東口より 「茨急バス」2番乗場 約2.5 km
行き先・経由 諸川（丘里工業団地経由）
北茂呂車庫（丘里工業団地経由）

